

人事行政の運営等の状況の公表について

令和元年10月

青森市総務部人事課

～ 目 次 ～

1	職員の任免及び職員数に関する状況	—————	P1
2	職員の人事評価の状況	—————	P3
3	職員の給与の状況	—————	P4
4	職員の勤務時間その他の勤務条件の状況	—————	P7
5	職員の休業の状況	—————	P9
6	職員の分限及び懲戒処分の状況	—————	P10
7	職員のサービスの状況	—————	P11
8	職員の退職管理の状況	—————	P12
9	職員の研修の状況	—————	P13
10	職員の福祉及び利益の保護の状況	—————	P14
11	等級及び職制上の段階ごとの職員数	—————	P16

(注)本公表における対象職員は、特に注意書きがない限り、一般職に属する職員であり、再任用職員及び退職者を含み、臨時的任用職員、非常勤職員を除きます。

※目次「1 職員の任免及び職員数に関する状況」から「10 職員の福祉及び利益の保護の状況」までは、地方公務員法第58条の2に基づく報告について、同条第3項に基づき取りまとめた内容です。

※目次「11 等級及び職制上の段階ごとの職員数」については、地方公務員法第58条の3に基づく報告について、同条第2項に基づき取りまとめた内容です。

【関係法令】地方公務員法（抜粋）

（人事行政の運営等の状況の公表）

第58条の2 任命権者は、次条に規定するもののほか、条例で定めるところにより、毎年、地方公共団体の長に対し、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。）の任用、人事評価、給与、勤務時間その他の勤務条件、休業、分限及び懲戒、サービス、退職管理、研修並びに福祉及び利益の保護等人事行政の運営の状況を報告しなければならない。

2 人事委員会又は公平委員会は、条例で定めるところにより、毎年、地方公共団体の長に対し、業務の状況を報告しなければならない。

3 地方公共団体の長は、前2項の規定による報告を受けたときは、条例で定めるところにより、毎年、第1項の規定による報告を取りまとめ、その概要及び前項の規定による報告を公表しなければならない。

（等級等ごとの職員の数の公表）

第58条の3 任命権者は、第25条第4項に規定する等級及び職員の職の属する職制上の段階ごとに、職員の数を、毎年、地方公共団体の長に報告しなければならない。

2 地方公共団体の長は、毎年、前項の規定による報告を取りまとめ、公表しなければならない。

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 総職員数

(単位：人)

区 分		条例定数	H30. 4. 1 a		H31. 4. 1 b		比較 b-a	
市長事務部局	市民病院を除く事務部局	1,428	1,289	(84)	1,288	(72)	△1	(△12)
	市民病院	705	602	(1)	600	(1)	△2	(0)
議会事務部局		22	16	(0)	17	(0)	1	(0)
教育委員会	事務部局	188	158	(3)	156	(4)	△2	(1)
	学 校	126	108	(9)	108	(6)	0	(△3)
選挙管理委員会事務部局		11	7	(0)	8	(0)	1	(0)
監査委員会事務部局		9	8	(0)	8	(0)	0	(0)
農業委員会事務部局		19	12	(2)	12	(2)	0	(0)
公営企業	水道事業	165	144	(18)	141	(14)	△3	(△4)
	自動車運送事業	154	124	(19)	116	(22)	△8	(3)
計		2,827	2,468	(136)	2,454	(121)	△14	(△15)

(注) () 内は、再任用短時間勤務職員数(外数)です。

(2) 部門別職員数

(単位：人)

部 門		H30. 4. 1 a		H31. 4. 1 b		比較 b-a	
一般行政部門	議 会	16	(0)	17	(0)	1	(0)
	総 務	314	(25)	332	(29)	18	(4)
	税 務	107	(2)	100	(2)	△7	(0)
	民 生	224	(3)	223	(2)	△1	(△1)
	衛 生	155	(9)	150	(10)	△5	(1)
	労 働	3	(0)	3	(0)	0	(0)
	農林水産	78	(4)	75	(3)	△3	(△1)
	商 工	60	(1)	60	(1)	0	(0)
	土 木	182	(22)	177	(17)	△5	(△5)
小 計	1,139	(66)	1,137	(64)	△2	(△2)	
特別行政部門	教 育	266	(12)	264	(10)	△2	(△2)
公営企業等 会計部門	病 院	602	(1)	600	(1)	△2	(0)
	水 道	144	(18)	141	(14)	△3	(△4)
	交 通	124	(19)	116	(9)	△8	(△10)
	下 水 道	91	(13)	90	(22)	△1	(9)
	そ の 他	102	(7)	106	(1)	4	(△6)
	小 計	1,063	(58)	1,053	(47)	△10	(△11)
合 計		2,468	(136)	2,454	(121)	△14	(△15)

(注1) () 内は、再任用短時間勤務職員数(外数)です。

(注2) 各部門の職員数は、総務省の定員管理調査の区分によるものであり、各部局等に配置されている職種区分とは異なります。

(3) 職種別職員数

(単位：人)

職種区分	H30. 4. 1 a	H31. 4. 1 b	比較 b-a
事 務	1,194	1,202	8
電 気	66	66	0
機 械	47	49	2
土 木	134	130	△4
建 築	35	31	△4
化 学	22	21	△1
農 林	17	17	0
水 産	4	4	0
生 物	2	2	0
そ の 他 の 技 師	1	1	0
保 育 士	6	6	0
栄 養 士	9	9	0
保 健 師	47	47	0
医 師	60	64	4
獣 医 師	3	3	0
薬 剤 師	30	29	△1
看 護 師	402	395	△7
診 療 放 射 線 技 師	27	27	0
臨 床 検 査 技 師	30	30	0
臨 床 工 学 技 士	5	5	0
理 学 療 法 士	6	6	0
そ の 他 の 医 療 職	10	9	△1
バ ス 運 転 士	76	71	△5
技 能 労 務	212	207	△5
教 育	23	23	0
計	2,468	2,454	△14

※「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に基づき公益的法人等に派遣されている職員については、該当派遣先の機関において属している職務の性格によりそれぞれ該当する部門に分類しました。

(4) 地位別職員数

(単位：人)

区分	H30. 4. 1 a	左のうち男女別		H31. 4. 1 b	左のうち男女別		比較 b-a	左のうち男女別	
		男	女		男	女		男	女
部長級	30	26	4	28	24	4	△2	△2	0
次長級	43	37	6	38	32	6	△5	△5	0
課長級	212	181	31	202	170	32	△10	△11	1
主幹級	265	217	48	293	244	49	28	27	1
主査級	671	426	245	657	404	253	△14	△22	8
一般職員	1, 247	655	592	1, 236	653	583	△11	△2	△9
計	2, 468	1, 542	926	2, 454	1, 527	927	△14	△15	1

(5) 年齢別職員数

(単位：人)

区分	～20歳	21歳～25歳	26歳～30歳	31歳～35歳	36歳～40歳	41歳～45歳	46歳～50歳	51歳～55歳	56歳～60歳	61歳以上	計
H30. 4. 1 a	18	120	201	292	381	516	416	296	199	29	2, 468
H31. 4. 1 b	22	133	177	290	351	497	458	300	204	22	2, 454
b-a	4	13	△24	△2	△30	△19	42	4	5	△7	△14

(6) 平成30年度職員採用試験実施状況

① 大学卒業程度

(単位：人、倍)

試験職種	採用予定人数	申込者数	受験者数	1次試験合格者数	最終合格者数	競争率
事務	22	179	160	52	26	6. 2
事務(企業等職務経験者)	3	51	47	6	4	11. 8
電気	4	1	1	1	1	1. 0
電気(企業等職務経験者)	1	0	0	0	0	-
機械	3	4	4	4	3	1. 3
機械(企業等職務経験者)	若干名	2	2	1	1	2. 0
土木	若干名	9	8	3	2	4. 0
土木(企業等職務経験者)	若干名	3	2	1	1	2. 0
建築	若干名	0	0	0	0	-
建築(企業等職務経験者)	若干名	1	1	1	1	1. 0
消防	3	49	49	10	4	12. 3

② 高校卒業程度

(単位：人、倍)

試験職種	採用予定人数	申込者数	受験者数	1次試験合格者数	最終合格者数	競争率
事務	11	56	54	27	15	3. 6
電気	1	3	3	0	0	-
土木	1	5	5	0	0	-
建築	2	0	0	0	0	-
消防	8	76	75	18	11	6. 8

③ 障がい者

(単位：人、倍)

試験職種	採用予定人数	申込者数	受験者数	1次試験合格者数	最終合格者数	競争率
事務(大学卒業程度)	1	6	5	2	0	-
事務(高校卒業程度)		2	2	0	0	-

④ 医療職

(単位：人、倍)

試験職種	採用予定人数	申込者数	受験者数	1次試験合格者数	最終合格者数	競争率
獣医師	1	2	2	2	1	2. 0
看護師	7	29	26	13	13	2. 0
看護師(専任教員)	1	0	0	0	0	-
保健師	若干名	16	15	4	2	7. 5
診療放射線技師	若干名	4	3	1	1	3. 0
臨床検査技師	若干名	9	9	2	2	4. 5

2 職員の人事評価の状況

(1) 能力評価

評価方法	評価期間において職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力が標準職務遂行能力に照らしてどうであるかを評価項目ごとに5段階の評語で評価する。
評価期間（評価基準日）	平成29年10月1日～平成30年9月30日（8月1日）
対象者	すべての一般職の職員
実施者数	<p style="text-align: right;">2,533人</p> （内訳） 市長事務部局（市民病院を含む。） : 1,917人 議会事務部局 : 15人 教育委員会（事務部局・学校） : 271人 選挙管理委員会事務部局 : 7人 監査委員事務部局 : 8人 農業委員会事務部局 : 14人 公営企業（水道事業・自動車運送事業） : 301人

(2) 業績評価

評価方法	職位に応じて当該ポストにある職員が、評価期間において具体的に果たすべき役割を個人目標の形で明確にして、そのプロセスや到達水準も勘案しつつ、それがどのくらい達成されたかを5段階の評語で評価する。
評価期間（評価基準日）	平成30年4月1日～平成31年3月31日（2月1日）
対象者	すべての一般職の職員
実施者数	<p style="text-align: right;">2,518人</p> （内訳） 市長事務部局（市民病院を含む。） : 1,904人 議会事務部局 : 15人 教育委員会（事務部局・学校） : 270人 選挙管理委員会事務部局 : 6人 監査委員事務部局 : 8人 農業委員会事務部局 : 14人 公営企業（水道事業・自動車運送事業） : 301人

3 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳 人口	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B/A)	前年度の 人件費率
29年度	287,574	千円 120,936,172	千円 2,045,727	千円 11,906,599	% 9.85	% 10.49
30年度	284,531	千円 117,700,566	千円 1,225,069	千円 12,034,805	% 10.22	% 9.85

(注) 1 人口は、各年度1月1日現在の人数です。

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 (A)	給 与 費				1人当たり 給与費 (B/A)
		給 料	職員手当	期 末・ 勤 勉 手 当	計 (B)	
29年度	人 1,415	千円 5,089,629	千円 973,245	千円 1,942,749	千円 8,005,623	千円 5,658
30年度	人 1,401	千円 5,184,987	千円 968,236	千円 1,960,480	千円 8,113,703	千円 5,791

(注) 1 職員手当には退職手当を含みません。

2 職員数は、各年4月1日現在の人数です。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいません。

(3) 平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況

平成30年4月1日現在

区分	一 般 行 政 職		
	平均給料 月 額	平均給与 月 額	平均年齢
青森市	円 311,682	円 379,160	歳 41.7
国	329,845	—	43.5

(注) 平均給与月額は、給料月額、扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当などを含みます。

(この内容に対応した国の平均給与月額は公表されていません。)

(4) 初任給の状況（一般行政職） 平成30年4月1日現在

区分	青 森 市		国
	初任給	採用2年 経過日	
大学卒	円 180,700	円 194,000	同じ
高校卒	148,600	158,300	

(5) 経験年数別及び学歴別平均給料月額の状況（一般行政職）

平成30年4月1日現在

区分	経験年数7年 以上10年未満	経験年数10年 以上15年未満	経験年数15年 以上20年未満
大学卒	円 243,300	円 259,300	円 321,800
高校卒	214,000	244,700	276,800

(注) 経験年数とは、卒業後直ちに採用されている場合は、採用後の年数をいいます。

(6) 一般行政職の級別職員数の状況

平成30年4月1日現在

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	計
標準的な 職務内容	主事 技師	主事 技師	主査	主幹	主幹	課長 副参事	次長 参事	部長 理事	
職員数	人 169	人 280	人 414	人 63	人 131	人 118	人 31	人 22	人 1,228
構成比	% 13.8	% 22.8	% 33.7	% 5.1	% 10.7	% 9.6	% 2.5	% 1.8	% 100.0

(7) 職員手当の状況

① 扶養手当、住居手当及び通勤手当

平成30年4月1日現在

区 分	青 森 市	国
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> 配偶者又は父母等 行政職給料表7級相当以下…6,500円 行政職給料表8級相当…3,500円 行政職給料表9級相当以上…支給しない 子…10,000円 満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子 …1人につき5,000円を加算 	同 じ
住居手当	<ul style="list-style-type: none"> 借家、借間…限度額27,000円 	同 じ
通勤手当	通勤距離が2km以上の場合支給 <ul style="list-style-type: none"> バスなどの利用者…限度額70,000円 自動車などの使用者 四輪自動車以外…2,000円～24,500円 四輪自動車 …2,000円～46,000円 	バスなどの利用者 …限度額55,000円 自動車などの使用者 …2,000～31,600円

② 特殊勤務手当及び時間外勤務手当（平成30年度）

区 分	全 職 種	
特殊勤務手当	職員全体に占める手当支給職員の割合	33.7 %
	支給対象職員1人当たり平均支給年額	77,566 円
	手当の種類	41 種類
	代表的な手当	税務手当 清掃業務手当 下水処理作業手当
時間外勤務手当	職員1人当たりの平均支給年額	275,722 円

③期末・勤勉手当の支給割合

(平成30年度)

区 分	青 森 市		国	
	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
年度計	2.50月分 (1.40月分)	1.75月分 (0.85月分)	2.60月分 (1.45月分)	1.85月分 (0.90月分)
前年度比	増減なし (増減なし)	+0.05月分 (+0.05月分)	増減なし (増減なし)	+0.05月分 (+0.05月分)

(注) () 内は再任用職員に係る支給割合です。

※ 人事院及び青森県人事委員会による給与改定に係る勧告等を勘案し、引き上げたものです。

④退職手当

平成30年4月1日現在

区 分	青 森 市		国
	自己都合退職	勸奨・定年退職	
勤続 年数	20年	19.66950月分	同 じ
	25年	28.03950月分	
	35年	39.75750月分	
	最高支給 限度額	47.70900月分	
定年前早期 退職特例措置	2%~20%加算		2%~45%加算
1人当たり 平均支給額	21,050千円		—

(注) 1人当たり平均支給額は、平成29年度に退職した全職員に支給した退職手当の平均です。

(8) 特別職の報酬などの状況

平成30年4月1日現在

区 分	給料・議員報酬月額	期 末 手 当
市 長	1,000,000円 (800,000円)	(平成30年度支給割合)
副 市 長	788,000円 (709,200円)	6月期 1.500 月分
議 長	658,000円	12月期 1.700 月分
副 議 長	603,000円	計 3.200 月分
議 員	580,000円	(前年度比 +0.05月分)

(注) 市長・副市長の給料月額については、青森市特別職の職員の給与に関する条例附則の規定により、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間、() 内の額となっています。

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 一般職員の勤務時間の状況

地方公務員法第24条第5項の規定に基づき、条例で規定しています。

下記が一例となりますが、勤務する施設等の業務時間等により勤務時間が異なる場合があります。

区 分	例
1週間の正規の勤務時間	38時間45分
1日の正規の勤務時間	7時間45分
開 始 時 刻	8時30分
終 了 時 刻	17時00分

(2) 一般職員の年次有給休暇

区 分	内 容
付 与 日 数 (1 年 間)	20日
繰 越 限 度 日 数 (1 年 間)	20日以内
平均取得日数(H30年度実績)	13.1日

(3) 特別休暇の取得状況(平成30年度)

区 分	期 間	取得期間	対象者 (人)
公民としての権利を行使する場合	必要と認められる期間	0	0
裁判員、証人等として国会、裁判所等に出席する場合	必要と認められる期間	4h	1
骨髄提供者となる場合	必要と認められる期間	8h	1
ボランティア活動に参加する場合	5日以内	0	0
結婚する場合	連続する7日以内(週休日及び休日を除く)	186日	31
女子職員の出産	出産の予定日以前8週間(多胎妊娠の場合は14週間)及び出産の日後8週間	3,612日	55
職員が生後満1年6か月に達しない乳児の授乳等を行う場合	1日2回 各60分以内の期間	3,094 h	22
妊婦の通勤緩和	勤務時間の始め又は終わりにつき、1日を通じて1時間以内	114 h	2
妊娠中及び出産後1年以内の女子職員が健康診査を受ける場合	・妊娠満23週までは4週間に1回 ・妊娠満24週から満35週までは2週間に1回 ・妊娠満36週から出産までは1週間に1回 ※それぞれ1回について1日の正規の勤務時間の範囲内で必要と認められる期間	46日	18
妻が出産する場合	職員の妻が出産した日以降30日以内において4日以内	94.5日	31
育児参加をする場合	5日以内	40.1日	14
負傷又は病気の中学校就学前の子の看護をする場合	5日以内(養育する中学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合は10日以内)	1,326.1日	336
短期の介護をする場合	5日以内(要介護者が2人以上の場合は10日以内)	321.13日	79
親族が死亡した場合	親族に応じ連続する日数	1,007日	346
配偶者、子及び父母を追悼する場合	回忌等の祭事や法事に対して1日	70日	64
夏季における心身の健康の維持・増進等	6月から9月までの期間において4日以内	8,715日	2,275
災害により滅失等した住居の復旧作業等	7日以内	0	0
災害・交通機関の事故等により出勤が著しく困難な場合	必要と認められる期間	2h	3
災害時に通勤途上の身体の危険を回避する場合	必要と認められる期間	0	0

(4) 病気休暇の取得状況(平成30年度)

(単位：日、人)

区 分	期 間	日 数	対象者(実人数)
公務上の負傷疾病	療養に必要と認める期間	126.68	5
女子職員の生理	2日以内の期間	52.00	10
上記以外の負傷又は疾病	90日以内の期間(任命権者が特に必要と認めるものは180日以内)	8,504.05	198
計		8,682.73	213

(注) 日数は、週休日を含む日数です。

(5) 介護休暇の取得状況(平成30年度)

(単位：人)

区分	介護休暇 取得者数	要介護者数(職員との続柄別)							
		配偶者	父母	子	配偶者の父母	祖父母	兄弟姉妹	孫	その他
男性職員	0	0	0	0	0	0	0	0	0
女性職員	6	0	6	0	0	0	0	0	0
計	6	0	6	0	0	0	0	0	0

(単位：人)

区分	介護休暇承認期間						
	計	1月以下	1月を超え 2月以下	2月を超え 3月以下	3月を超え 4月以下	4月を超え 5月以下	5月超え
男性職員	0	0	0	0	0	0	0
女性職員	6	3	0	1	2	0	0
計	6	3	0	1	2	0	0

(注) 介護休暇…配偶者等で2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をする場合、連続する6月の期間内において必要と認められる期間取得できます。

5 職員の休業の状況

育児休業等の取得状況

(単位：人)

区分	平成30年度の取得者数			区分	平成30年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員数			
	育児休業 取得者数	部分休業 取得者数	育児短時間 勤務者数		育児休業 対象者数	うち育児休業 取得者数	うち部分休業 取得者数	うち育児短時間 勤務者数
男性職員	1	1	0	男性職員	45	1	0	0
	0	0	0					
女性職員	38	12	0	女性職員	38	38	0	0
	41	17	1					
計	39	13	0	計	83	39	0	0
	41	17	1					

(注1) 育児休業…子が3歳に達する日まで休業することができます。

部分休業…子が小学校就学の始期に達する前日まで、1日を通じて2時間以内で休業することができます。

育児短時間勤務…子が小学校就学の始期に達する前日まで、条例等で定める短時間勤務形態での勤務となります。

(注2) 上段は平成30年度に新たに取得した者の数

下段は平成29年度以前から引き続いて取得している者の数

(1) 育児休業承認期間（平成30年度中に新たに取得した職員について）

(単位：人)

区分	6月以下	6月超え 1年以下	1年超え 1年6月以下	1年6月超え 2年以下	2年超え 2年6月以下	2年6月超え	計
男性職員	1						1
女性職員	1	23	4	2	1	7	38
計	2	23	4	2	1	7	39

(2) 部分休業承認期間（平成30年度中に新たに取得した職員について）

(単位：人)

区分	1年以下	1年超え 2年以下	2年超え 3年以下	3年超え 4年以下	4年超え 5年以下	5年超え	計
男性職員	1	0	0	0	0	0	1
女性職員	4	0	1	5	2	0	12
計	5	0	1	5	2	0	13

1日の部分休業取得時間（平均）

区分	30分以下	30分超え 60分以下	60分超え 90分以下	90分超え	計
男性職員	0	0	1	0	1
女性職員	1	6	0	5	12
計	1	6	1	5	13

6 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分

分限処分とは、公務能率の維持及びその適正な運営の確保の目的から、一定の事由がある場合に、職員の意に反する不利益な身分上の変動をもたらす処分をする権限を任命権者に認める処分であり、他方、職員の身分保障の観点からはその処分権限を発動し得る場合を限定したものです。

①分限処分の種類

- ア 降任 職員の現に有する職よりも下位の職に任命する処分のこと。
- イ 免職 公務能率を維持する見地から、職員をその意に反してその職を失わせること。
- ウ 休職 職員に職を保有させたまま、一定期間職務に従事させない処分のこと。
- エ 降給 職員が現に決定されている給料よりも低い額の給料に決定する処分のこと。

②平成30年度分限処分件数(ここでいう「法」とは地方公務員法を指す。以下同じ。)

(単位：人)

種 類		降任	免職	休職	降給	合計	失職
事 由							
人事評価又は勤務の状況を示す事実を照らして、勤務実績がよくない場合	法第28条第1項第1号					0	0
心身の故障の場合	法第28条第1項第2号、第2項第1号			25		25	0
職務に必要な適格性を欠く場合	法第28条第1項第3号					0	0
職制、定数の改廃、予算の減少による過員を生じた場合	法第28条第1項第4号					0	0
刑事事件に関し起訴された場合	法第28条第2項第2号					0	0
条例で定める事由による場合	法第27条第2項					0	0
計		0	0	25	0	25	0
地公法第28条第4項により失職した者		0	0	0	0	0	0
地公法第28条第4項に基づく条例により失職しなかった者		0	0	0	0	0	0

(注) 件数は平成30年度中に発令したものを。

(2) 懲戒処分

懲戒処分は、当該公務員に職務上の義務違反、その他、単なる労使関係の見地においてではなく、国民全体の奉仕者として、公共の利益のために勤務することをその本質的な内容とする勤務関係の見地において、公務員としてふさわしくない非行がある場合に、その責任を確認し、公務員関係の秩序を維持するため科される制裁であり、職員の一定の義務違反に対する道義的責任を問うことにより、公務における規律と秩序を維持することを目的とする処分です。

①懲戒処分の種類(効果)

- ア 戒告 職員の服務規律違反の責任を確認し、その将来を戒める処分のこと。
- イ 減給 一定期間、職員の給料の一定割合を減額して支給する処分のこと。
- ウ 停職 職員を懲罰として職務に従事させない処分のこと。
- エ 免職 職員を懲罰として義務違反を行った職員の身分を奪い、勤務関係から排除する処分のこと。

②平成30年度懲戒処分件数

(単位：人)

種 類		戒告	減給	停職	免職	合計	訓告等
事 由							
法令に違反した場合	法第29条第1項第1号	2				2	3
職務上の義務違反又は職務を怠った場合	法第29条第1項第2号					0	6
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	法第29条第1項第3号					0	
計		2	0	0	0	2	9

(注1) 件数は平成30年度中に発令したものを。

(注2) 臨時職員、非常勤職員を含みます。

7 職員のサービスの状況

(1) 職務に専念する義務の免除

職員は、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならないものでありますが、例外的に法律又は条例に特別の定めがある場合には免除されます。

免除の状況イに関するもの（平成30年度実績）

（単位：件）

区 分	承認件数	左の主な内容
研修を受ける場合	1	
厚生に関する計画の実施に参加する場合	3,380	定期健康診断、人間ドック等
任命権者の定める場合	507	
選挙事務への従事によるもの	245	市議会議員選挙、県議会議員選挙
組合事務への従事によるもの	0	
国勢調査等への従事によるもの	0	
その他	262	定年退職者説明会、再任用制度説明会等
計	3,888	

(2) 営利企業への従事等の制限

職員は、市長をはじめとする任命権者の許可を受けなければ、商業、工業又は金融業その他の営利企業等の役員を兼ねること、自ら営利企業を営むこと及び報酬を得て何らかの事務又は事業に従事することができないこととされております。

① 制限される行為

- ア 営利企業等の役員を兼ねること。
- イ 自ら営利を目的とする私企業を営むこと。
- ウ 報酬を得て何らかの事務又は事業に従事すること。

② 許可の状況（平成30年度実績）

（単位：件）

区 分	許可件数	左の主な内容
営利企業等の役員を兼ねること	2	市の出資する企業の役員への就任等
自ら営利を目的とする私企業を営むこと	1	不動産の賃貸等
報酬を得て何らかの事務又は事業に従事すること	57	調査指導員等
計	60	

（参考）消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律第10条の規定に基づき、消防団員との兼職を認められた件数・・・ 16件

（注）消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律第10条の施行に伴い、同法に基づく消防団員との兼職の承認を受けた場合は、地方公務員法第38条第1項の兼業許可を要しないこととされています。

8 職員の退職管理の状況

(1) 平成30年度職種別事由別退職者数

(単位：人)

職種	定年退職	勸奨退職	普通退職	任期満了	その他				合計
					分限免職	懲戒免職	失職	死亡退職	
一般行政職	23	2	15	30	0	0	0	5	75
医療職	8	6	34	2	0	0	0	0	50
消防職	8	1	1	0	0	0	0	0	10
企業職	5	1	0	9	0	0	0	1	16
技能労務職	5	0	0	7	0	0	0	0	12
教育職	0	0	5	0	0	0	0	0	5
計	49	10	55	48	0	0	0	6	168

(2) 退職者(※1)の再就職状況

	退職者数	うち 営利企業等への再就 職者数		うち 営利企業等以外への 再就職者数(※2)		市への再就職者数 (※3)	
		市が出資する 公社等	その他民間団 体等	国、地方公共 団体等	地方独立行政 法人	再任用	その他(非常 勤特別職等)
全体	188	0	23	17	0	29	15
うち課長級以 上の退職者	21	0	10	0	0	11	0

※1平成29年8月1日から平成30年7月31日までに退職した職員。ただし臨時的に任用された職員、条件付採用期間中の職員及び非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。)を除きます。

※2任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ地方公務員又は国家公務員となるため退職し、引き続き地方公務員等となった場合を除きます。

※3市への再就職者数には、青森地域広域事務組合に再就職した者を含みます。

(3) 退職管理制度について

平成22年度に制定した「青森市退職職員の再就職の取扱いに関する要綱」に基づき、平成23年3月31日以降の退職者を対象に、退職後の営業活動等の自粛要請及び再就職状況の届出並びに再就職状況の公表について実施してきたところですが、平成26年5月に改正された地方公務員法及びそれに基づき制定した「青森市職員の退職管理に関する条例」並びに「青森市職員の退職管理に関する規則」に基づき、平成28年3月31日以降の退職者からは、新たな退職管理制度に移行しています。

【参考】退職管理制度概要

○再就職情報の届出及び公表に関する取扱い(青森市職員の退職管理に関する条例及び規則に基づく)

退職時職員区分	退職時職位	再就職情報の届出 (退職後2年間に再就職した場合)		再就職情報の公表内容	
		再任用の場合	再就職した場合	再任用の場合	再就職した場合
一般職員	課長級以上	×	○	氏名等	氏名等
	主幹級以下	×	○	件数	件数
再任用職員(フル・短時間)		×	○	×	件数

(注)営利企業等以外への再就職者については条例に基づく届出及び公表の対象外ですが、職員の再就職に係る公平性、透明性を高めることを目的に、任意で再就職情報を公表します。

○退職管理に係る規制違反に対する罰則等(地方公務員法に基づく)

区分	規制違反の内容	罰則等
元職員による 働きかけ	元職員が現職職員に対して、働きかけをした場合 (不正な行為をするよう働きかけた場合を除く。)	10万円以下の過料
	元職員が現職職員に対して、不正な行為をするように働きかけた場合	1年以下の懲役又は 50万円以下の罰金
	職員が元職員の働きかけに応じて不正な行為を行った場合	1年以下の懲役又は 50万円以下の罰金
	職員が元職員から働きかけを受けた事実を人事委員会(公平委員会)へ届け出なかった場合	懲戒処分の対象
再就職 あつせん	職員が不正な行為をすること等の見返りとして、営利企業等に対して他の職員又は元職員を当該営利企業等の地位に就かせることを要求・依頼した場合	3年以下の懲役
求職活動	職員が不正な行為をすること等の見返りとして、営利企業等に対して自身が当該営利企業の地位に就くことを要求し、又は約束した場合	3年以下の懲役

9 職員の研修の状況

研修実績（平成30年度）

（単位：人）

事業区分	実施区分	研修名	対象職員	実績
必修研修	階層別研修	新採用職員研修（前期）	30年度採用職員	63
		新採用職員研修（中期）	30年度採用職員	60
		新採用職員研修（観光誘客イベント体験）	30年度採用職員	54
		新採用職員研修（後期）	30年度採用職員	39
		採用三年目主事級職員研修	29年度採用職員	48
		中堅職員研修（市の方向性・政策形成）	24年度採用職員（初級） 26年度採用職員（上級）	39
		中堅職員研修（接遇）	24年度採用職員（初級） 26年度採用職員（上級）	51
		新任主査級職員研修（主査級職員の役割）	30年度新任主査級職員	28
		新任主査級職員研修（接遇）	30年度新任主査級職員	33
		新任主査級職員研修（リーダーシップ）	30年度新任主査級職員	77
		新任チームリーダー職員研修 （新任チームリーダーとしての役割と責任・防災のしくみ・会計・公務員倫理）	30年度新任チームリーダー	44
		新任チームリーダー職員研修（クレーム対応）	30年度新任チームリーダー	47
		新任チームリーダー職員研修（マネジメント）	30年度新任チームリーダー	64
		新任チームリーダー職員研修（人事評価）	30年度新任評価者	65
		新任チームリーダー職員研修（メンタルヘルス）	30年度新任チームリーダー	41
		二年目チームリーダー職員研修（ハラスメント）	二年目チームリーダー	27
		新任課長職員研修（課長の役割・防災のしくみ）	30年度新任課長職員	17
		新任課長職員研修（リスクマネジメント）	30年度新任課長職員	13
		新任課長職員研修（マネジメント）	30年度新任課長職員	22
		新任課長職員研修（人事評価）	30年度新任課長職員	25
		部長・次長級職員研修（人事評価）		69
		管理者研修（ハラスメント）	課長級以上の職員	151
		特別研修	青函合同政策立案研修	部等の長が指名する者
	住民基本台帳ネットワークシステム新任操作者研修 公的個人認証サービス新任業務担当者研修		住民基本台帳ネットワークシステム新任操作担当 公的個人認証サービス新任業務担当	32
	資格取得研修等（社会福祉主事研修を含む）		部等の長が指名する者等	60
	会計庶務事務研修		各課等における会計事務担当職員	42
	会計処理・公金取扱事務等研修		現金出納員 分任出納員	31
	接遇研修（窓口担当職員等）		所属長が指名する者	102
	AED講習		所属長が指名する者	39
	不当要求防止責任者講習		窓口業務、賦課徴収業務、許認可業務、担当部署の各課 等の長及び、各課等の長が指名したチームリーダー	44
	管理者セミナー		課長級以上の職員	129
	組織要請研修	部等の長が指名する者	43	
	必修研修-小計			
自己啓発研修	県実施	通信教育	希望者	2
	自治大学校実施	eラーニング	希望者	1
自己啓発研修-小計				3
派遣研修	実務研修	総務省（H29年10月派遣）	29年度派遣者（公募）	1
		経済産業省 中小企業庁	27年度派遣者（指名）	1
		青森県（実務研修制度）	30年度派遣者（公募・推薦）	1
	実務研修以外	東北自治研修所	希望者	4
		短期研修（市町村アカデミー等）	部等の長が指名する者等	10
		選択研修	希望者	23
		法務能力向上のための特別実務セミナー	希望者	20
		市町村緊急行政課題研修		2
せんだい大志塾	希望者	1		
派遣研修-小計				63
合計				1,675

10 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 健康診断等の状況（平成30年度）

区 分	項目	受診者数
定期健康診断	身体測定・視力・聴力・診察	1,616
	胸部X線	1,495
	心電図	1,154
	尿検査	1,334
	血圧	1,616
	血液検査	1,614
特 殊 健 康 診 断		257
希 望 者 検 診	人間ドック（基本）	790
	人間ドック（肺）	93
	人間ドック（脳）	98
	人間ドック（女性）	245
雇 入 時 健 康 診 断		74
計（延べ）		10,386

(2) 公務災害の発生状況（平成30年度）

区 分	申請件数	認定件数	不認定件数	継続審議件数
公務災害	20	20	0	0
通勤災害	5	5	0	0

(3) 職員互助会の設置状況（平成30年4月1日現在）

互 助 会 名	会員者数
青森市職員互助会	2,718
青森市水道部職員互助会	141

(4) 青森県市町村職員共済組合及び職員互助会の給付事業（主なもの）

事 項	共済組合	職員互助会
結 婚	-	結婚祝金
死 亡	埋葬料	死亡弔慰金
病 気・けが	療養費	入院見舞金
災 害	災害見舞金	災害見舞金
出 産	出産費	出産祝金
入 学・卒 業	-	入学・卒業祝金
永 年 勤 続	-	永年会員給付金
育 児 休 業	育児休業手当金	-
介 護 休 業	介護休業手当金	介護休業給付金
病 気 休 業	傷病手当金	病気休業給付金

（注）職員互助会の給付事業は、会員掛金だけで運営しています。

(5) 勤務条件に関する措置要求の状況

平成30年3月31日現在 継続件数	平成30年度中 措置要求件数	平成30年度中 処理件数	平成31年3月31日現在 継続件数
0	0	0	0

(6) 不利益処分に関する不服申立ての状況

区分	平成30年3月31日現在 継続件数	平成30年度中 不服申立て件数	平成30年度中 処理件数	平成31年3月31日現在 継続件数
分限処分	0	0	0	0
懲戒処分	0	0	0	0
その他	0	0	0	0
計	0	0	0	0

1.1 等級及び職制上の段階ごとの職員数（平成31年4月1日現在）

行政職給料表

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計（人）	合計（％）	職名	職名（人）	職制（人）	職制（％）	職制段階
1	主事又は技師の職務	196	13.7	部付	3	564	39.4	主事級
				主事	168			
				技師	25			
2	高度の知識又は経験を必要とする主事又は技師の職務	368	25.7	部付	11	463	32.3	主査級
				主事	230			
				技師	62			
				司書	1			
				保育士	5			
				専任員	59			
3	主査の職務	463	32.3	部付	6	224	15.6	主幹級
				主査	443			
				主任司書	3			
				文化財主査	3			
				専任員	7			
				室長	1			
4	主幹の職務	83	5.8	部付	1	127	8.9	課長級
				主幹（TL）	56			
				主幹	26			
5	高度の知識又は経験を必要とする主幹の職務	141	9.8	部付	2	32	2.2	次長級
				主幹（TL）	120			
				主幹	15			
				副所長	1			
				所長	3			
6	課長又は副参事の職務	127	8.9	部付	2	23	1.6	部長級
				課長	53			
				副参事	49			
				支所長	5			
				室長	6			
				館長	2			
				所長	5			
				事務長	2			
				事務局次長	1			
				場長	1			
				分室長	1			
7	次長又は参事の職務	32	2.2	次長	12	0	0.0	
				参事	16			
				場長	1			
				所長	1			
				事務局次長	1			
				副会計管理者	1			
8	部長又は理事の職務	23	1.6	部長	10			
				理事	5			
				事務局長	5			
				教育部長	1			
				副所長	1			
				会計管理者	1			
9	重要な業務を所掌する部長の職務	0	0.0					
合計		1,433	100.0					

公安職給料表

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計 (人)	合計 (%)	職名	職名 (人)	職制 (人)	職制 (%)	職制段階
1	係員の職務	0	0.0		0			
2	主任、副主任又は高度の知識若しくは経験を必要とする係員の職務	0	0.0		0			
3	主査、係長又は隊長（以下「主査等」という。）の職務	0	0.0		0			
4	主幹、分署長又は高度の知識若しくは経験を必要とする主査等の職務	0	0.0		0			
5	課長又は副所長の職務	0	0.0		0			
6	署長の職務	0	0.0		0			
	合計	0	0.0					

教育行政職給料表（一）

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計 (人)	合計 (%)	職名	職名 (人)	職制 (人)	職制 (%)	職制段階
1	指導主事又は社会教育主事（次項において「指導主事等」という。）職務	0	0.0					
2	主査又は相当高度の知識若しくは経験を必要とする指導主事等の職務	0	0.0					
3	主幹、主任指導主事又は管理主事の職務	0	0.0					
4	課長、所長又は副参事の職務	0	0.0					
	合計	0	0.0					

教育行政職給料表（二）

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計 (人)	合計 (%)	職名	職名 (人)	職制 (人)	職制 (%)	職制段階
1	指導主事又は社会教育主事（次項において「指導主事等」という。）職務	0	0.0		0	0	0.0	主事級
2	主査又は相当高度の知識若しくは経験を必要とする指導主事等の職務	15	68.2	主査	15	15	68.2	主査級
3	主幹、主任指導主事又は管理主事の職務	2	9.1	主幹 (TL)	2	2	9.1	主幹級
4	課長、所長又は副参事の職務	5	22.7	課長 副参事	2 3	5	22.7	課長級
	合計	22	100.0					

医療職給料表（一）

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計 (人)	合計 (%)	職名	職名 (人)	職制 (人)	職制 (%)	職制段階
1	医師又は歯科医師（以下「医師等」という。）の職務	9	14.1	医師	9	9	14.1	主事級
2	副医療局長、部長、副部長若しくは中央手術センター長（以下「部長等」という。）又は相当の経験を必要とする医師等の職務	18	28.1	部長 (医師) 副部長 (医師) 医師	8 9 1	49	76.6	課長級
3	副院長、医療局長、心臓・血管センター長若しくは室長（以下「副院長等」という。）又は相当の経験を必要とする部長等の職務	34	53.1	部長 (医師) 副医療局長 副院長	28 3 3	3	4.6	次長級
4	院長、保健所長又は相当の経験を必要とする副院長等の職務	3	4.7	院長 所長	2 1	3	4.7	部長級
	合計	64	100.0					

医療職給料表（二）

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計（人）	合計（％）	職名	職名（人）	職制（人）	職制（％）	職制段階
1	栄養士、臨床検査技師、衛生検査技師、臨床工学技士若しくは言語聴覚士（学歴免許が短大卒のものに限る。以下「短大卒栄養士等」という。）、診療放射線技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、歯科技工士、あん摩マッサージ指圧師、はり師又は柔道整復師（以下「診療放射線技師等」という。）の職務	1	0.8	臨床検査技師	1	61	51.3	主事級
2	薬剤師、獣医師若しくは栄養士、臨床検査技師、衛生検査技師、臨床工学技士若しくは言語聴覚士（学歴免許が大学卒のものに限る。以下「大学卒栄養士等」という。）又は高度の技術、経験を必要とする短大卒栄養士等若しくは診療放射線技師等の職務	60	50.4	薬剤師 栄養士 理学療法士 作業療法士 診療放射線技師 臨床検査技師 臨床工学技士 言語聴覚士 獣医師 専任員	15 6 3 1 11 16 3 2 2 1			
3	主任薬剤師、主任診療放射線技師、主任理学療法士、主任作業療法士、主任歯科衛生士、主任歯科技工士、主任栄養士、主任臨床検査技師、主任臨床工学技士、主任視能訓練士又は主査（以下「主任薬剤師等」という。）の職務	14	11.8	主査 主査（TL） 主任薬剤師 主任診療放射線技師 主任臨床検査技師 主任栄養士 主任理学療法士 主任歯科衛生士	3 1 2 4 1 1 1 1	41	34.5	主査級
4	副薬剤長、診療放射線副技師長、副理学療法士長、臨床検査副技師長若しくは主幹（以下「副薬剤長等」という。）又は高度の技術若しくは経験を必要とする主任薬剤師等の職務	30	25.3	主査 主任薬剤師 主任診療放射線技師 主任臨床検査技師 主任栄養士 主任理学療法士 主任作業療法士 主任歯科衛生士 主任歯科技工士 主任臨床工学技士 主任視能訓練士 副薬剤長 診療放射線副技師長 臨床検査副技師長	1 5 6 6 1 1 2 1 1 2 1 1 1 1			
						13	10.9	主幹級
5	副医療技術局長、薬剤長、診療放射線技師長、臨床検査技師長若しくは課長、所長若しくは副参事又は高度の技術若しくは経験を必要とする副薬剤長等の職務	13	10.9	主幹（TL） 副薬剤長 診療放射線副技師長 臨床検査副技師長 診療放射線技師長 副理学療法士長 臨床検査技師長 薬剤長 臨床検査技師長 診療放射線技師長 副医療技術局長	1 1 2 2 1 1 1 1 1 1 1			
						3	2.5	課長級
6	医療技術局長若しくは次長、参事又は高度の技術若しくは経験を必要とする薬剤長の職務	1	0.8	参事	1	1	0.8	次長級
合計		119	100.0					

医療職給料表（三）

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計（人）	合計（％）	職名	職名（人）	職制（人）	職制（％）	職制段階
1	准看護師の職務	0	0.0		0	336	76.4	主事級
2	保健師、助産師、看護師、高度の技術若しくは経験を必要とする准看護師又は専任教員の職務	336	76.4	部付 専任教員 看護師 保健師 准看護師 専任員	1 2 311 19 2 1			
3	主査、主任看護師又は教務主任（以下「主任看護師等」という。）の職務	11	2.5	主査 教務主任 主任看護師	4 1 6	67	15.2	主査級
4	高度の技術又は経験を必要とする主任看護師等の職務	56	12.7	主査 主任看護師	12 44			
5	看護師長又は教務主幹の職務	27	6.1	主幹（TL） 教務主幹 看護師長	4 2 21	27	6.1	主幹級
6	看護局長、総看護師長、副看護局長又は総括教務主幹の職務	10	2.3	課長 副参事 総括教務主幹 総看護師長 副看護局長	2 3 1 1 3			
合計		440	100.0					

技能労務職員等給料表

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計（人）	合計（％）	職名	職名（人）	職制（人）	職制（％）	職制段階
1	技能技師又は技能主事の職務	0	0.0					
2	相当の技能又は経験を必要とする技能技師及び技能主事の職務	20	9.8	専任員 技能技師 技能主事	16 3 1	204	100.0	技能労務職
3	高度の技能又は経験を必要とする技能技師又は技能主事の職務	19	9.3	技能技師 技能主事	5 14			
4	高度の技能又は経験を必要とし、困難な業務を行う技能技師又は技能主事の職務	53	26.0	技能技師 技能主事	19 34	60	54.9	
5	主任技能技師又は主任技能主事の職務	112	54.9	主任技能技師 主任技能主事	60 52			
合計		204	100.0					

企業職給料表（一）

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計（人）	合計（％）	職名	職名（人）	職制（人）	職制（％）	職制段階
1	主事及び技師等(以下「主事等」という。)の職務	12	6.5	主事 技師	1 11	64	34.8	主事級
2	高度の知識又は経験を必要とする主事等の職務	52	28.3	主事 技師 専任員	12 24 16			
3	主査並びにこれに相当する職務	80	43.5	主査（TL） 主査 専任員	2 77 1	80	43.5	主査級
4	主幹並びにこれに相当する職務(以下「主幹等」という。)	8	4.3	主幹（TL） 主幹 所長 専門検査員 専門検査員（TL）	2 3 1 1 1	27	14.6	主幹級
5	高度の知識又は経験を必要とする主幹等の職務	19	10.3	主幹（TL） 主幹	18 1			
6	課長及び副参事並びにこれに相当する職務	9	4.9	課長 副参事	6 3	9	4.9	課長級
7	次長及び参事並びにこれに相当する職務	2	1.1	次長 参事	1 1	2	1.1	次長級
8	部長及び理事並びにこれに相当する職務	2	1.1	部長	2	2	1.1	部長級
9	重要な業務を所掌する部長並びにこれに相当する職務	0	0.0					
合計		184	100.0					

企業職給料表（二）

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計（人）	合計（％）	職名	職名（人）	職制（人）	職制（％）	職制段階
1	運輸主事、運転士又は整備士の職務	0	0.0					
2	相当の技能又は経験を必要とする運輸主事、運転士又は整備士の職務	22	20.2	専任員 運輸主事 運転士	19 1 2	109	100.0	技能労務職
3	副主任運輸主事、副主任運転士又は副主任整備士の職務	2	1.8	副主任運転士	2			
4	高度の技能又は経験を必要とする副主任運輸主事、副主任運転士又は副主任整備士の職務	72	66.1	副主任運輸主事 副主任運転士 副主任整備士	13 58 1	109	100.0	技能労務職
5	主任運輸主事、主任運転士又は主任整備士の職務	13	11.9	主任運輸主事 主任運転士 主任整備士	3 9 1			
合計		109	100.0					